

## イスラエル・パレスチナ自治区ガザ等からの避難民に対する生活支援金支給要領

### (通則)

第1条 イスラエル・パレスチナ自治区ガザ等からの避難民に対する生活支援金（以下、「支援金」という。）の支給については、この要領に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この支援金は、イスラエル・パレスチナ自治区ガザ等からの避難民が鳥取県に居住した場合に、当面の生活費として支援金を支給することで、その者の生活再建に資することを目的とする。

### (対象者)

第3条 支援金の対象者は、令和5年10月7日から激化しているイスラエル・パレスチナ武装衝突の影響により、鳥取県に避難し、鳥取県内に居住する者又はその世帯であり、かつ、鳥取県出身であるなど鳥取県との関係が深いと輝く鳥取創造本部長の認める者又はその世帯とする。

### (支給要件)

第4条 申請日においてイスラエル・パレスチナ自治区ガザ等からの避難民であることが認められる者であり、県内の民間賃貸借住宅、公営住宅等（以下、「賃貸借住宅等」という。）及びその他福祉保健部長が特に認める住宅等（以下、「住宅等」という。）で、居住開始日から1か月以上の期間、居住することが見込まれる者であること。

### (支給額)

第5条 支給額は、一世帯あたり30万円とし、単身者の場合は15万円とする。なお、住宅等に居住している場合には一世帯あたり20万円とし、単身者の場合は10万円とする。

### (支援金の支給申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする者は、支給申請書（様式第1号）及び必要な添付書類を福祉保健部長に提出しなければならない。

### (支援金の支給決定等)

第7条 福祉保健部長は前条の規定による申請が適当と認めたときは、支給決定通知書（様式第2号）により申請者に支給の決定を通知するものとする。

2 前項の支給の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

3 福祉保健部長は前条の規定による申請が不適当と認めたときは、却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の支給)

第8条 福祉保健部長は、前条の規定による支給の決定をした場合には、早期に支援金を支給するものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、支援金の支給について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月23日から施行する。